## 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十六号

たので、 り縦覧に供する。 一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の 農地中間管理事業の推進に関する法律 同条第三項の規定により公告し、 (平成二十五年法律第百一号) 第十 及び当該農用地利用配 分計画を次のとお 申請があっ -八条第

ま なお、 でに埼玉県知事に意見書を提出することができる。 当該農用地利用配分計 画 12 関 し利害関係を有する者 は、 縦覧期間満  $\mathcal{O}$ 日

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一農用地利用配分計画の概要

		, 世界 ) 西 《 言 百 《 村 事
		13

江 田	江 田	江田	江田	浅 野	寺 山	株式会社が	氏名又は	<b></b>
勉	司	繁章	勝義	勝市	将之	社 グリーン	文は名称	賃借権の設定
袋七番地埼玉県加須市伊賀	袋二番地埼玉県加須市伊賀	袋二十一番地埼玉県加須市伊賀	袋二十二番地埼玉県加須市伊賀	五番地埼玉県加須市駒場	八百八十九番地埼玉県鴻巣市鎌塚	一番地一町小林三千四百十埼玉県久喜市菖蒲	住	の設定等を受ける者
三ほか十九筆袋字芝原六百一番埼玉県加須市伊賀	二番二ほか二十筆袋字芝原五百二十	一ほか三十三筆袋字芝原六百四番埼玉県加須市伊賀	六番一ほか三十筆袋字芝原五百九十	ほか十二筆字駒場百八十三番埼玉県加須市駒場	番一ほか九筆字西裏七百七十二字西裏出番一様家	ほか七十一筆字大和田九百一番埼玉県鴻巣市赤城	所 在 地	賃借権の設定等を
ン00、よし	七、〇川川	国国大、国口	二三、七一四	一二、〇五四	国〇斗、六	七一、八七五	メートル)面積(平方	の設定等を受ける土地

1 = 1	か十二筆字駒場十七番一ほ寄玉県加須市駒場	四百六十四番地埼玉県加須市駒場	秀一	高橋
七、四六五	ほか五筆 字三軒五百二番二 埼玉県加須市駒場	四百九十一番地一埼玉県加須市駒場	邦夫	高橋
二四、二九三	ほか二十六筆字駒場百四十九番埼玉県加須市駒場	百九十番地埼玉県加須市駒場	豊茂	鈴 木
三六、〇六八	五番ほか三十八筆袋字芝原五百七十	袋四十六番地埼玉県加須市伊賀	隆 治	下岡
一五、三七九	八番ほか二十筆 袋字芝原五百三十 埼玉県加須市伊賀	袋五百三十二番地埼玉県加須市伊賀	雅英	下岡
一一、一八六	番ほか十四筆袋字芝原五百七十	袋十四番地埼玉県加須市伊賀	政男	下岡
四、四五四	九番一ほか五筆袋字芝原五百三十埼玉県加須市伊賀	袋三十二番地埼玉県加須市伊賀	敏郎	下岡
二五、四六〇	筆 二番一ほか二十八 袋字芝原五百二十	袋十三番地袋十三番地	隆 雄	小 林
一三二、八五三	二筆 八番一ほか百四十字三軒千八百六十 お玉県加須市飯積	<b>千四百二十番地</b> 埼玉県加須市栄二	和夫	小倉
一三七、六一	番一ほか百十七筆字火打沼二千百九埼玉県加須市飯積	千百十二番地埼玉県加須市栄二	寿男	大谷
四八、八九四	番一ほか六十二筆袋字下窪六百八十	袋四番地埼玉県加須市伊賀	宏	江田
二一、〇九八	筆 二番ーほか二十五 袋字芝原五百三十 袋玉県加須市伊賀	袋十二番地	敏 夫	江 田

Щ	か四筆字駒場二百五番ほ寄玉県加須市駒場	二十番地二二十番地二	弘	渡辺
六、、	六番四ほか五筆 袋字立崎三百九十	将三百九十二番地 袋三百九十二番地	嵩	横山
一五、	ほか十五筆 字駒場四十三番一 埼玉県加須市駒場	四十八番地埼玉県加須市駒場	進也	山﨑
二八、	ほか三十筆 字駒場百三十三番 埼玉県加須市駒場	四百六十四番地埼玉県加須市駒場	男	水 野
一三〇、三九五	筆 一番二ほか九十一字三軒千八百三十	<b>千四百八十八番地</b> <b>千四百八十八番地</b>	浩	萩 原
五、	ほか五筆 袋字立崎四百番一 場玉県加須市伊賀	千二百七十五番地 埼玉県加須市本郷	保雄	野澤
一〇八、	か百二十二筆字駒場二十四番ほ埼玉県加須市駒場	四百六十四番地三埼玉県加須市駒場	雅一	髙橋
1111,	か三十二筆字駒場十六番四ほ埼玉県加須市駒場	四百六十四番地埼玉県加須市駒場	利充	高橋

平成二十七年十月十六日 申請年月日

縦覧場所

三

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

兀 縦覧期間

平成二十七年十月三十日から平成二十七年十一月十三日まで

五. 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課